

議案第16号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する身体障害者手帳の等級誤認定による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金262,355円を支払うものとすること。

3 事件の概要

西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の身体障害者手帳について、認定基準に対する認識不足から、審査において参考とする医師の診断書の誤りを正しいものと誤認し、障がいの等級を誤って認定した。これにより、和解の相手方が、後期高齢者医療制度、米子市特別医療費助成制度及び高額療養費制度の対象とならなかつたために負担した費用を県が負担しようとするものである。